

# 池田町活性化計画

長野県  
長野県 池田町

平成20年6月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	池田町活性化計画
都道府県名	長野県
市町村名	池田町
地区名(※1)	池田
計画期間(※2)	平成19年度～平成23年度

## 目 標 : (※3)

地域人口と入り込み客の漸減化が進行する中で、作業路網を整備することによる森林整備活動や木材資源利活用の円滑な促進を図るとともに、高齢者、女性及び子供たちを中心とした地域の多世代間交流を促進させ、地域活動の活性化と交流人口の多様化等を通じて、地域農林業の活性化を背景とした定住人口及び交流人口の増加を目指すこととする。具体的には、整備する拠点施設を関連付けた魅力あるふるさとづくりによる、美しい田園風景と北アルプスの眺望、美しい森林と花とハーブ等自然との触れ合いを目玉に、現在22万人である地域への入り込み客数を、27万人に増加させることを目標とする。また、本町においては、現在約75ha(2005農林業センサス)の耕作放棄地が存在している。耕作放棄地の解消を図るため、町内の全耕作放棄地の実態を100%調査し、「農地」「非農地」に分類した上で、「農地」については耕作放棄地解消計画を年度内に策定し解消を図っていく。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

池田町は長野県の北西部に位置し、日本アルプス槍ヶ岳に源を発する高瀬川の左岸に広がる肥沃な平地(標高550mから600m)と東山の山間地(標高600m～1,000m)からなり、東西6.2km南北12.8kmの細長い地形である。気候は概して大陸的で、年間を通じ降雨量の少ない地域であり、内陸の気候の特質を持っており、冬は町全体でも降雪量が少なく寒冷である。夏は涼しく植物の生育も良好で、住みやすい気象条件である。人口は昭和30年の11,960人をピークに減少を始め、平成12年には10,658人、平成17年には10,630人と減少をたどっている。産業別就業者においては第1次産業700人(12.8%)、第2次産業1,789人(32.8%)、第3次産業2,973人(54.4%)となっている。近年高齢化率も急速に増え平成18年度末現在で65歳人口が3,052人で28.4%となっている。農地面積では869ha、林野面積が2,151haで地区面積の約75%を占めている。農地においては近年の農業者の減少、高齢化等により遊休荒廃化が進み75haの耕作放棄地が存在している。林野についても荒廃化進んでいるが、中山間地域においては遊休荒廃桑園の再利用として桑葉を使用した桑茶・桑パウダー等の商品開発と販売を行うとともに、桑園から果樹園への転換の為に土地改良事業にも力を入れている。また、森林整備については、美しい森林に戻すため間伐事業にも力を入れている。

### 現状と課題

当地区の主要農産物は米であるが、米価の低迷により経営状況は大変厳しい状況下にある。この対策として集落営農への取り組みと園芸作物への転換を推進しているが、農業者の高齢化と後継者不足により現状を維持することが精一杯である。農地においては、農業者の減少・高齢化、農産物価格の低迷等を背景に、山間地を中心に遊休荒廃化が急激に進んでいる中、地域農業の振興を図るため、耕作放棄地の解消及び有効活用を図ることが喫緊の課題となっている。また、林業においても同様であり、かつての美しい森林景観を取り戻すことが急務である。観光資源に乏しい当町としては、年間入り込み客も年々減少傾向にあり、美しい田園風景、雄大な北アルプスの眺望、美しい森林景観、美しい花とハーブを貴重な観光資源に位置づけ、地域間交流と地域活動の活性化を促進し、定住人口の及び交流人口の増加を図ることが大きな課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

農林業従事者の高齢化、後継者不足、入り込み客数の減少と地域活力が低下する中、高速道路網整備により、大都市圏(関東・中京・関西方面から自家用車でそれぞれ約2時間～4時間の距離)からの安曇野、立山黒部アルペンルートへの通過点となっている当町としては、立地条件及び地域特産物を有効活用した地域活性化を目指す。都市住民を対象に農山村の魅力を最大限に生かした積極的なピーアールをすることで、入り込み客数を増加させ、後の定住化へと導き、交流による地域活性化を図る。農産物の販売促進については、既存の農産物加工直売施設を有効利用しつつ、新たな商品開発を図り、農産物の販売増加、高齢農業者・女性農業者の所得向上を図る。美しい田園風景、雄大な北アルプスの眺望を多くの都市住民に体験してもらうため、「歩きたくなる道500選」にも選ばれたウォーキングロードに休憩施設整備を図り、入り込み客の増加を目指す。「農地」については、基本的に担い手への利用集積、企業等新規参加の促進を推進する一方、担い手のいない地域においては、景観作物の植栽等保全管理の推進により、地域農業の振興、地域の活性化を図る。池田町の多くを占める森林についても間伐事業の導入により、美しい森林景観を再生させ、民間で桜の山づくり等を積極的に行っている方との連携を図りながら、森林浴ができる遊歩道整備と特産林産物等の生産量増加のため作業道整備を行い、都市住民との交流を積極的に行いたい。また、県産材を活用した木造建築の良さを広く地域住民並びに都市住民にピーアールし、地域の高齢者・女性が健康で農林業に従事できる環境を整える目的で、交流ふれあいセンターを整備する。以上の事業展開により、活性化計画終了年度の翌年度には、地域の農産物及び農産物加工品の販売額10%増加、特産林産物生産量の5%増加、入り込み客27万人の目標達成状況を検証する。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
池田町	池田	基盤整備(林道・作業道)	池田町	有	イ	
池田町	池田	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設)	池田町	有	ニ	
池田町	池田	遊休農地解消支援	池田町	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

入り込み客数の増加に当たっては、近隣市町村で構成する北アルプス観光連盟とも連携し、積極的なピーアール活動を展開するとともに、県の観光部局とも連携し、広域的な広報活動を展開する。具体的には、大都市圏へ出向いての広報活動及びホームページへの掲載等により多くの入り込み客の誘客を積極的に行う。

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

池田地区(長野県池田町)	区域面積(※2)	4018ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域面積4,018haのうち農地面積は869ha、林野面積は2,151haで約75%を占めている。農林業従事者数は700人で全体就業人口の12.8%をしめている。		
②法第3条第2号関係: 国勢調査の統計によれば、平成12年10,658人であったが平成17年には10,630人とわづかではあるが減少している。また、高齢化率でも平成14年26.3%から平成18年度28.4%と年々上昇をたどっており、農林業者の高齢化と後継者不足を解消する活性化対策には交流人口の増加が必要な地区である。		
③法第3条第3号関係: 既に市街地を形成している区域を含んでいない。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本活性化計画の目標達成状況を的確に把握し、改善点を明確にするため、計画の中間年度終了後にそれぞれの目標数字等を精査し、町活性化計画検討会を組織し、検討を行いその後の計画の推進体制、事業内容の見直しを行い、目標達成を目指す。

耕作放棄地については、実態調査を終了した翌年度には、耕作放棄地解消計画の策定状況を検証し、次の段階の利用集積等の実践へつなげていく。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。